

19. ダイオキシン類の排出量

(1) 生成及び排出に係る概要

①推計対象物質

廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類(管理番号:243)について推計を行った。

②届出外排出量として考えられる排出

国は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に基づき策定された「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(国の削減計画)に定めるところにより、発生源別及び排出媒体別の「ダイオキシン類の排出量の目録(以下「排出インベントリー」という。)」を毎年作成し、公表している。その排出インベントリーは現時点における知見に基づく我が国全体の排出量であると考えられるため、その排出量から PRTR で届出された排出量を差し引いた値を届出外排出量とした。なお、2023 年度の届出外排出量の推計に当たっては、本来は 2023 年の排出インベントリーを利用すべきだが、2025 年 2 月時点で未公表であるため、昨年度に公表された 2022 年の排出インベントリーを用いた。

大気への排出量は、排出インベントリーの大気及び水への排出量の合計(105.4～107.7g-TEQ/年)の最大値から水への排出量(0.77g-TEQ/年)を差し引いた 106.9g-TEQ/年と考えられる。これに対し、大気への届出排出量が 59.0g-TEQ/年であるため、両者の差である 47.9g-TEQ/年を大気への届出外排出量とした。

水域への排出量については、排出インベントリーの値(0.77g-TEQ/年)に対し届出排出量が 0.72g-TEQ/年であり、届出外排出量に相当するものは 0.06g-TEQ/年と算出できる可能性がある。しかし、その差は年度による変動が大きく(表 19-1)、現段階では排出インベントリーと届出排出量の整合性が十分確認できていないことから、水域への排出は届出外としての推計対象から除外した。また、事業所内における土壌への排出及び埋立処分については、排出インベントリーに含まれておらず、推計に利用可能なデータが得られないため、推計対象から除外した。したがって、PRTR におけるダイオキシン類の届出外排出量は、大気への排出に限って推計対象とした。

表 19-1 排出インベントリーと届出排出量の差(水域)

年度	水域への排出量(g-TEQ/年)		
	排出インベントリー (a)	届出 (b)	届出外相当 =(a)-(b)
2007	2.7	2.0	0.7
2008	1.3	2.9	-1.6
2009	1.1	2.3	-1.2
2010	1.1	3.5	-2.4
2011	1.5	1.7	-0.2
2012	1.4	1.3	0.2
2013	1.3	1.1	0.3
2014	1.0	0.9	0.1
2015	0.8	1.1	-0.4
2016	0.8	0.9	-0.1
2017	1.0	0.9	0.1
2018	0.9	1.3	-0.4
2019	1.1	1.1	-0.1
2020	1.1	1.4	-0.3
2021	1.7	1.1	0.6
2022	1.1	0.2	0.9
2023	0.8	0.7	0.1

注：2010 年度以降の排出インベントリーの値は、1 年前の排出量として公表された値と同じと仮定した。

(2) 利用したデータ

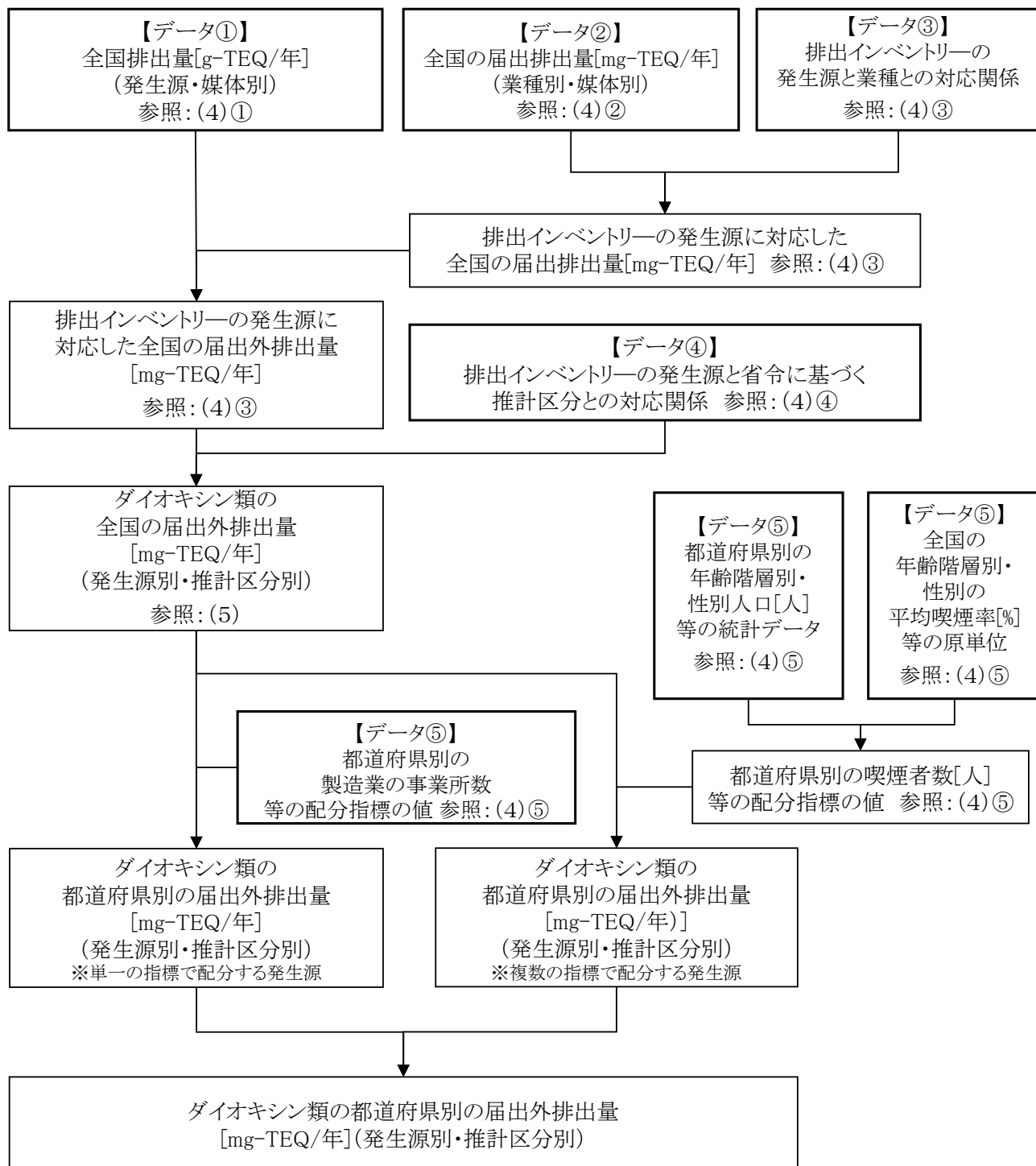
推計に当たり利用したデータは表 19-2 に示すとおりである。

表 19-2 ダイオキシン類の排出量推計に利用したデータ(2023 年度)

データの種類		資料名等
①	ダイオキシン類に係る発生源別・媒体別の全国排出量(g-TEQ/年)	ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)(令和 6 年 3 月 環境省)
②	ダイオキシン類に係る業種別・媒体別の全国の届出排出量(mg-TEQ/年)	令和 5 年度PRTRデータの概要(令和 7 年 2 月 経済産業省・環境省)
③	排出インベントリーの発生源(上記①)と業種との対応関係	ー(PRTR の特別要件施設の定義に基づき設定(表 19-5 参照))
④	排出インベントリーの発生源(上記①)と省令に基づく推計区分との対応関係	ー(排出インベントリーの各発生源の定義等に基づき設定(表 19-8 参照))
⑤	都道府県別の製造業の事業所数等 都道府県別の年齢階層別・性別人口(人)等	各種統計資料(表 19-9 参照)

(3) 推計手順

ダイオキシン類からの排出量の推計手順を図 19-1 に示す。なお、図中のデータ①～⑤の番号は表 19-2 の番号に対応している。



注: 本図における排出量は大気に係るもののみを示す。

図 19-1 ダイオキシン類に係る排出量の推計フロー

(4) 推計方法の詳細

排出インベントリーで別途推計されている発生源別排出量のうち、特別要件施設として届け出される排出量を差し引き、その残りを全国における届出外排出量とした。届出外排出量の値は発生源別の配分指標で都道府県に配分し、ダイオキシン類に係る都道府県別の排出量を推計した。発生源としては、製造業等関連施設、産業廃棄物焼却施設等、火葬場、たばこの煙、自動車排出ガスの5種類を考慮している。具体的なパラメータの設定方法を①～⑤に示す。

①排出インベントリーの発生源別の全国排出量

毎年のダイオキシン類の全国排出量は排出インベントリーにより推計されている(表 19-3)。排出インベントリーでは、「製紙(KP 回収ボイラー)」や「塩ビモノマー製造施設」のように、製造施設等の詳細な区分で排出量が推計されており、業種との対応付けが概ね可能である(表 19-3 では業種別の内訳等の詳細は省略した)。なお、排出インベントリーにおいて排出量が幅を持って示されている場合、その最大値を採用した。

表 19-3 排出インベントリーの大気への発生源別排出量

排出インベントリー(2022 年)			PRTR における推計区分
発生源		大気への排出量 (g-TEQ/年)	
①	製造業等関連施設 ^(※1)	67.7	対象業種
②	産業廃棄物焼却施設等 ^(※2)	34.4	対象業種・非対象業種
③	火葬場	3.9	非対象業種(火葬業)
④	たばこの煙	0.03	家庭
⑤	自動車排出ガス	0.89	移動体
合 計		106.9	

注:以降の表については、四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数字が一致しない場合がある。

※1:「製造業等関連施設」には「セメント製造施設」、「製鋼用電気炉」、「一般廃棄物焼却施設」「自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程」等が含まれる。

※2:「産業廃棄物焼却施設等」は「産業廃棄物焼却施設」と「小型廃棄物焼却炉等」の合計を表す。

②PRTR の業種別の届出排出量

化管法に基づく PRTR 制度において事業者から届け出されたダイオキシン類の排出量のうち、業種別の大気への排出量を表 19-4 に示す。

表 19-4 PRTR による大気への届出排出量(2023 年度)

事業者からの届出			排出インベントリーの発生源 (PRTR における特別要件 施設に該当するもの)
業種 コード	業種名	大気への排出量 (mg-TEQ/年)	
1200	食料品製造業	359	②: 産業廃棄物焼却施設等
1300	飲料・たばこ・飼料製造業	11	
1320	酒類製造業	4.0	
1400	繊維工業	154	
1500	衣服・その他の繊維製品製造業	0.1	
1600	木材・木製品製造業	90	
1700	家具・装備品製造業	198	
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	2,171	
1900	出版・印刷・同関連産業	85	
2000	化学工業	1,347	
2025	塩製造業	2.0	
2060	医薬品製造業	3.0	
2092	農薬製造業	0.1	
2100	石油製品・石炭製品製造業	0.7	
2200	プラスチック製品製造業	20	
2300	ゴム製品製造業	8.8	
2500	窯業・土石製品製造業	637	
2600	鉄鋼業	19,486	①: 製造業等関連施設
2700	非鉄金属製造業	6,753	②: 産業廃棄物焼却施設等
2800	金属製品製造業	106	②: 産業廃棄物焼却施設等
2900	一般機械器具製造業	46	
3000	電気機械器具製造業	0.9	
3100	輸送用機械器具製造業	147	①: 製造業等関連施設 ②: 産業廃棄物焼却施設等
3120	鉄道車両・同部分品製造業	0.005	②: 産業廃棄物焼却施設等
3140	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3.0	
3300	武器製造業	0.01	
3400	その他の製造業	36	
3500	電気業	7.1	
3830	下水道業	15	
3900	鉄道業	0.3	
4400	倉庫業	17	
5132	石油卸売業	0.2	
5142	鉄スクラップ卸売業	0.00003	
5930	燃料小売業	0.2	
7700	自動車整備業	0.3	①: 製造業等関連施設 ②: 産業廃棄物焼却施設等
8716	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	14,112	
8722	産業廃棄物処分業	12,640	②: 産業廃棄物焼却施設等
8724	特別管理産業廃棄物処分業	554	
8800	医療業	1.5	
9140	高等教育機関	3.0	
9210	自然科学研究所	12	
合 計		59,032	

注:「排出インベントリーの発生源」の欄に示す発生源は「(3) ①発生源と業種との対応関係」にて後述。

③発生源と業種との対応関係

食料品製造業等の業種を営む事業者からの届出排出量は、その全量が「産業廃棄物焼却施設等」に対応した排出量と考えられる。しかし、鉄鋼業、非鉄金属製造業、輸送用機械器具製造業、ごみ処分業の4業種に係る届出排出量は、「製造業等関連施設」及び「産業廃棄物焼却施設等」の両者に対応した排出量が存在する可能性があることから、それらの内訳を推計する必要がある。例えば、鉄鋼業、非鉄金属製造業、輸送用機械器具製造業の3業種については届出排出量が排出インベントリーの値よりも小さい場合は届出排出量の全量を「製造業等関連施設」から排出されると仮定し、届出排出量が排出インベントリーの値よりも大きい場合は、届出排出量を「製造業等関連施設」から、届出排出量と排出インベントリーの差分を「産業廃棄物焼却施設等」からの排出量と仮定した。発生源別の排出量の内訳の考え方を業種ごとに表19-5に整理した。その結果として推計された届出排出量の発生源別の内訳を表19-6に示す。

表 19-5 業種別の届出排出量の発生源別内訳の考え方

業種	内訳の考え方
鉄鋼業	排出インベントリーにおける「製鋼用電気炉」及び「鉄鋼業焼結工程」にあたる排出量が PRTR 対象事業者から届出されると考えられるが、排出インベントリーにおけるそれらの排出量の合計 (25,100mg-TEQ/年) よりも当該業種における届出排出量 (19,486mg-TEQ/年) の方が小さいため、届出排出量の全量が「製鋼用電気炉」及び「鉄鋼業焼結工程」に対応したものと仮定した。したがって、当該業種において「産業廃棄物焼却施設等」に対応する届出排出量はゼロとみなした。
非鉄金属製造業	排出インベントリーにおける「亜鉛回収施設」、「アルミニウム第二次精錬・精製施設」及び「アルミニウム圧延業 アルミニウムスクラップ溶解工程」の排出量が PRTR 対象事業者から届出されると考えられるが、排出インベントリーにおけるそれらの排出量の合計 (11,490mg-TEQ/年) よりも当該業種における届出排出量 (6,753mg-TEQ/年) の方が小さいため、届出排出量の全量が「亜鉛回収施設」等の3施設に対応したものと仮定した。したがって、当該業種において「産業廃棄物焼却施設等」に対応する届出排出量はゼロとみなした。
輸送用機械器具製造業	排出インベントリーにおける「自動車製造・自動車部品製造業 アルミニウム切削くず乾燥工程」の排出量が PRTR 対象事業者から届出されると考えられるが、その全量 (5.4mg-TEQ/年) よりも当該業種における届出排出量 (147mg-TEQ/年) の方が大きいので、「自動車製造・自動車部品製造業 アルミニウム切削くず乾燥工程」の排出量は全て届け出されたとみなし、残りの届出排出量 (142mg-TEQ/年) を「産業廃棄物焼却施設等」に対応する届出排出量であるとみなした。
ごみ処分業	排出インベントリーにおける「一般廃棄物焼却施設」と「小型廃棄物焼却炉等」にあたる排出量が PRTR 対象事業者から届け出されると考えられるが、当業種に該当する発生源はほぼ「一般廃棄物焼却施設」に限られると考えられるため、過去の推計結果等も踏まえ、「一般廃棄物焼却施設」がその9割を占めると仮定した。したがって、届出排出量 (14,112mg-TEQ/年) のうち、「一般廃棄物焼却施設」に対応する「製造業等関連施設」の排出量が 12,701mg-TEQ/年、残りの届出排出量 (1,411mg-TEQ/年) が「産業廃棄物焼却施設等」に対応する届出排出量であるとみなした。

表 19-6 大気への届出排出量の発生源別内訳の推計結果(2023 年度)

業種	届出排出量 (mg-TEQ/年)		
	①	②	合 計
	製造業等 関連施設	産業廃棄物 焼却施設等	
鉄鋼業	19,486	－	19,486
非鉄金属製造業	6,753	－	6,753
輸送用機械器具製造業	5.4	142	147
ごみ処分業	12,701	1,411	14,112
上記以外の業種	－	18,534	18,534
合 計	38,945	20,087	59,032

排出インベントリーの排出量(表 19-3)と、それらの発生源に対応した届出排出量(表 19-6)に基づき、両者の差として発生源別の届出外排出量を推計した。推計結果を表 19-7 に示す。

表 19-7 大気への届出外排出量の推計結果(2023 年度)

排出インベントリー(2022 年)			届出排出量 (mg-TEQ/ 年)(b)	届出外排出量 (mg-TEQ/ 年) =(a)-(b)
発生源		排出量 (mg-TEQ/ 年)(a)		
①	製造業等関連施設	67,679	38,945	28,734
②	産業廃棄物焼却施設等	34,400	20,087	14,313
③	火葬場	3,900	－	3,900
④	たばこの煙	30	－	30
⑤	自動車排出ガス	890	－	890
合 計		106,899	59,032	47,867

④排出インベントリーの発生源と省令に基づく推計区分との対応関係

表 19-7 に示す届出外排出量を PRTR における推計区分に割り振る必要がある。発生源ごとに表 19-8 に示す考え方に従って配分した。

表 19-8 「推計区分」の考え方

発生源区分		考え方の概要
①	製造業等関連施設	製造業等の対象業種だけで使用される施設のため、全て「対象業種」とみなした。
②	産業廃棄物焼却施設等	小型廃棄物焼却炉等を中心に、建設業やサービス業、卸・小売業等の非対象業種を営む事業者が存在すると考えられるが、その割合は過去の調査結果等を踏まえて4割と仮定し、残りの6割が対象業種に対応するとみなした。
③	火葬場	「火葬業」による排出であり、すべて非対象業種とみなした。
④	たばこの煙	実際の喫煙場所は、一般の住宅内に加え、屋外やオフィス・工場等の施設内の場合も考えられる。しかし、喫煙に伴う排出は事業活動とは無関係であるため、屋外における喫煙も含めて「個人の生活」に伴う排出という意味で「家庭」とみなした。
⑤	自動車排出ガス	自動車の排気ガスに含まれて排出されるため、すべて「移動体」とみなした。

⑤都道府県への配分指標

表 19-8 に示す発生源区分のうち、「製造業等関連施設」は多くの業種に関係しているものの、その内訳の把握が容易でないことから、ここでは単純に製造業全体の事業所数に比例するものと仮定した。また、「産業廃棄物焼却施設等」には小型廃棄物焼却炉等も含まれるが、ここでは産業廃棄物焼却施設に関連する配分指標を採用した。その他の発生源も含めて、各発生源に係る都道府県への配分指標を表 19-9 に、また配分指標の具体的な値を表 19-10 に示す。

表 19-9 大気への排出に係る都道府県への配分指標

発生源		地域配分の指標	資料名等
①	製造業等関連施設	製造業の事業所数(件)	令和3年経済センサス基礎調査(総務省)
②	産業廃棄物焼却施設等	都道府県別の産業廃棄物の中間処理(焼却)能力($\text{m}^3/\text{日}$) ※都道府県別・廃棄物種類別中間処理(焼却)施設数に廃棄物種類別の処理能力(全国平均)を乗じた値。	産業廃棄物行政組織等調査報告書(令和3年実績、環境省)
③	火葬場	都道府県別死亡者数(人)	令和6年版住民基本台帳人口要覧(公益財団法人国土地理協会)
④	たばこの煙	都道府県別喫煙者数(人) ※年齢階層別・性別人口(人)に年齢階層別・性別の喫煙率を乗じて推計。 ※昼間人口と夜間人口の加重平均値	年齢階層別・性別人口:令和6年版住民基本台帳人口要覧(公益財団法人国土地理協会) 年齢階層別・性別昼間人口比率:令和2年国勢調査(総務省統計局) 年齢階層別・性別喫煙率:令和5年国民健康・栄養調査結果の概要(厚生労働省)
⑤	自動車排出ガス	自動車によるガソリン・軽油別の都道府県別消費量($\text{kL}/\text{年}$)の推計値 ※都道府県別・燃料種別・車種別走行量(台 $\text{km}/\text{年}$)を燃料種別・車種別の走行燃費(km/L)で除して推計する。	走行量:平成27年度道路交通センサス(国土交通省)及び令和5年度分自動車燃料消費量統計年報(国土交通省) 走行燃費:令和5年度分自動車燃料消費量統計年報(国土交通省)

表 19-10 ダイオキシン類に係る都道府県への配分指標等

都道府県名	配分指標の値					配分指標構成比				
	製造業の 事業所数 (件)	産業廃棄物 の中間処理 (焼却)能力 (m ³ /日)	死亡者数 (人)	喫煙人口 (千人)	自動車によるガ ソリン・軽油別の 消費量の推計値 (kL/年)	製造業の 事業所数	産業廃棄 物の中間 処理(焼 却)能力	死亡 者数	喫煙 人口	自動車による ガソリン・軽 油別の消費 量の推計値
1 北海道	10,255	18,625	75,220	681	64,922,966	2.5%	4.8%	4.7%	4.0%	5.6%
2 青森県	2,695	10,676	20,910	161	8,842,486	0.7%	2.7%	1.3%	1.0%	0.8%
3 岩手県	3,484	5,470	19,675	157	16,722,872	0.8%	1.4%	1.2%	0.9%	1.4%
4 宮城県	5,091	5,389	28,763	305	25,793,722	1.2%	1.4%	1.8%	1.8%	2.2%
5 秋田県	3,131	5,677	17,545	123	8,784,197	0.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.8%
6 山形県	4,515	2,103	17,002	136	7,183,457	1.1%	0.5%	1.1%	0.8%	0.6%
7 福島県	6,381	13,073	27,672	243	29,479,101	1.5%	3.3%	1.7%	1.4%	2.5%
8 茨城県	9,826	14,532	37,809	386	39,659,174	2.4%	3.7%	2.4%	2.3%	3.4%
9 栃木県	8,067	9,359	25,213	263	30,783,982	2.0%	2.4%	1.6%	1.6%	2.7%
10 群馬県	9,740	7,659	26,886	262	19,377,062	2.4%	2.0%	1.7%	1.5%	1.7%
11 埼玉県	23,811	13,253	84,244	912	58,182,734	5.8%	3.4%	5.3%	5.4%	5.0%
12 千葉県	10,411	18,623	73,606	785	44,779,231	2.5%	4.8%	4.6%	4.6%	3.9%
13 東京都	38,766	3,475	139,113	2,315	64,298,981	9.4%	0.9%	8.8%	13.7%	5.6%
14 神奈川県	17,326	15,004	99,713	1,173	57,350,088	4.2%	3.8%	6.3%	6.9%	5.0%
15 新潟県	10,143	8,615	33,290	287	27,738,530	2.5%	2.2%	2.1%	1.7%	2.4%
16 富山県	4,702	5,252	15,225	136	12,041,069	1.1%	1.3%	1.0%	0.8%	1.0%
17 石川県	6,328	2,964	14,789	148	9,832,565	1.5%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%
18 福井県	4,746	4,986	10,477	100	9,235,674	1.2%	1.3%	0.7%	0.6%	0.8%
19 山梨県	4,093	2,702	11,354	108	8,334,824	1.0%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%
20 長野県	9,770	6,630	28,573	270	24,081,730	2.4%	1.7%	1.8%	1.6%	2.1%
21 岐阜県	12,133	6,556	26,245	253	16,643,936	2.9%	1.7%	1.7%	1.5%	1.4%
22 静岡県	17,621	22,632	48,340	490	61,735,456	4.3%	5.8%	3.0%	2.9%	5.3%
23 愛知県	32,549	17,843	81,714	1,045	77,635,599	7.9%	4.6%	5.1%	6.2%	6.7%
24 三重県	6,790	8,764	23,964	233	27,476,266	1.6%	2.2%	1.5%	1.4%	2.4%
25 滋賀県	5,143	4,066	15,092	182	25,434,219	1.2%	1.0%	1.0%	1.1%	2.2%
26 京都府	11,994	3,081	31,215	334	16,335,529	2.9%	0.8%	2.0%	2.0%	1.4%
27 大阪府	38,944	7,759	107,115	1,240	51,569,896	9.4%	2.0%	6.7%	7.3%	4.5%
28 兵庫県	16,576	18,899	67,177	688	59,495,114	4.0%	4.8%	4.2%	4.1%	5.1%
29 奈良県	4,230	1,455	17,073	155	6,495,942	1.0%	0.4%	1.1%	0.9%	0.6%
30 和歌山県	3,527	3,601	14,605	118	4,199,705	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.4%
31 鳥取県	1,468	3,678	8,299	70	4,817,232	0.4%	0.9%	0.5%	0.4%	0.4%
32 島根県	2,099	2,337	10,498	84	5,022,216	0.5%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%
33 岡山県	6,377	12,301	25,457	243	25,770,099	1.5%	3.1%	1.6%	1.4%	2.2%
34 広島県	9,429	17,030	35,810	366	34,952,046	2.3%	4.4%	2.3%	2.2%	3.0%
35 山口県	3,242	14,043	21,440	169	23,696,911	0.8%	3.6%	1.3%	1.0%	2.0%
36 徳島県	2,327	3,366	11,283	93	6,407,360	0.6%	0.9%	0.7%	0.6%	0.6%
37 香川県	3,783	6,276	13,709	126	7,654,375	0.9%	1.6%	0.9%	0.7%	0.7%
38 愛媛県	4,529	11,029	20,389	172	10,908,724	1.1%	2.8%	1.3%	1.0%	0.9%
39 高知県	2,090	3,714	11,497	88	3,638,867	0.5%	0.9%	0.7%	0.5%	0.3%
40 福岡県	11,417	14,547	62,604	668	43,768,646	2.8%	3.7%	3.9%	3.9%	3.8%
41 佐賀県	2,666	3,619	11,248	104	10,925,101	0.6%	0.9%	0.7%	0.6%	0.9%
42 長崎県	3,556	4,182	19,750	165	7,351,072	0.9%	1.1%	1.2%	1.0%	0.6%
43 熊本県	3,978	5,296	24,380	221	16,598,521	1.0%	1.4%	1.5%	1.3%	1.4%
44 大分県	2,832	6,417	16,853	144	11,622,945	0.7%	1.6%	1.1%	0.9%	1.0%
45 宮崎県	2,797	5,255	16,285	135	10,673,626	0.7%	1.3%	1.0%	0.8%	0.9%
46 鹿児島県	4,538	5,253	24,122	201	12,470,328	1.1%	1.3%	1.5%	1.2%	1.1%
47 沖縄県	2,766	4,302	15,190	194	7,141,252	0.7%	1.1%	1.0%	1.1%	0.6%
合 計	412,682	391,367	1,588,433	16,933	1,157,865,432	100%	100%	100%	100%	100%

出典 1: 製造業の事業所数: 経済センサス基礎調査(令和 3 年、総務省)

出典 2: 産業廃棄物の中間処理(焼却)能力: 産業廃棄物行政組織等調査報告書(令和 3 年実績、環境省)

出典 3: 死亡者数: 令和 6 年版住民基本台帳人口要覧(公益財団法人国土地理協会)

出典 4: 喫煙者数: 令和 6 年版住民基本台帳人口要覧(公益財団法人国土地理協会)、令和 2 年国勢調査(総務省統計局)、令和 5 年国民健康・栄養調査結果の概要(厚生労働省)

出典 5: 自動車によるガソリン・軽油別の消費量の推計値: 平成 27 年度道路交通センサス(国土交通省)、令和 5 年度分自動車燃料消費量統計年報(国土交通省)

(5) 推計結果

ダイオキシン類に係る排出量推計結果を表 19-11 に示す。ダイオキシン類に係る排出量の合計は 47.9 g-TEQ と推計された。

表 19-11 届出外排出量の推計区分別の推計結果(大気:2023 年度)

発生源		年間排出量(mg-TEQ/年)				
		対象 業種	非対象 業種	家庭	移動体	合計
①	製造業等関連施設	28,734	-	-	-	28,734
②	産業廃棄物焼却施設等	8,588	5,725	-	-	14,313
③	火葬場	-	3,900	-	-	3,900
④	たばこの煙	-	-	30	-	30
⑤	自動車排出ガス	-	-	-	890	890
合 計		37,322	9,625	30	890	47,867